

「6月規制改革集中受付月間」対応結果報告 及び「11月規制改革集中受付月間」対応方針について

平成15年10月7日

事業活動円滑化WG 主査 高原慶一郎

1. 「6月規制改革集中受付月間」対応結果報告

本年6月1日から6月30日までの間、構造改革特区の第三次提案募集とあわせ、全国規模での規制改革要望を受付。

寄せられた417項目の全国規模での規制改革要望について、事務局を中心とした折衝を実行。8月中旬以降は、各WGによる折衝も実行。

各WG・事務局による折衝を経て、67項目について、全国規模での規制改革を実現。9月19日、閣議報告を実施。

同、9月19日、各省庁の再回答以降、継続して協議を行ったものおよび要望者より寄せられた意見に関し、関係省庁に対し見解の確認を行ったものをホームページにて公開。

(実現する規制改革事項、取組経緯詳細については別紙参照)

2. 「11月規制改革集中受付月間」対応方針

6月の「規制改革集中受付月間」と同様構造改革特区室との連携を図りながら、広く経済団体、企業、地方公共団体、一般から要望を受付け、各省との交渉経過については、ホームページにおいて公開するという手法については、引き続き継続し、定着化を図る。

去る9月24日(水)、「次回規制改革集中受付月間の進め方」をテーマに事業活動円滑化WGを開催したところ、ご出席頂いた各主査・当WG委員から頂戴したご意見を踏まえ、以下2点に充分留意の上、さらに十分な周知活動と、成果獲得に向けた積極的な対応を行うこととしたい。

(留意事項)

各WG単位を軸とした対応体制による運営の実施、並びに事務処理速度の向上。

・事務運営単位の省庁単位から各WG単位への変更。

・上記を前提に、各WG主査への要望内容提示時期の早期化。

(要望内容の十分な調査・精査、要望内容に応じた取捨選択を行い得る時間の確保。)

(留意事項)

事務局による早めの関係各者との調整と、これによる成果の公表、政府決定に向けたスケジュールの円滑な実行。

[当面のスケジュール]

10月 3日 公表(公表資料 別紙)

10月23日

もみじキャラバン(全8箇所)近傍

31日

1 1月 要望・第4次特区提案受付期間
1 2月
2月 検討～調整期間(特区については、2月を目途に特区本部
決定。全国については、同時期を目途に
政府決定。)

以 上